

## 令和5年度 亀岡市地域福祉計画策定委員会（第3回） 会議録

- 日時 令和6年（2024年）2月15日（木曜日） 午後14:00～
- 場所 亀岡市役所 別館3階会議室
- 出席委員 岡崎委員長、竹内副委員長、三宅委員、青木委員、森永委員、酒井委員、八木委員、出藏委員、松村委員、西山委員、日下部委員、小畠委員、保城委員
- 健康福祉部長 亀井
- 事務局 健康福祉部 地域福祉課：田端、佐藤、佐川
- 会議資料
  - ・次第
  - ・委員名簿
  - ・資料1 パブリックコメントの結果報告
  - ・資料2 第3期亀岡市地域福祉計画 令和5年度中間見直し版（案）変更点一覧
  - ・資料3 第3期亀岡市地域福祉計画 令和5年度中間見直し版（案）
  - ・資料4 第3期亀岡市地域福祉計画 令和5年度中間見直し版【概要版】（案）
  - ・資料5 令和5年度 第3回 亀岡市地域福祉計画（第3期） 意見記入用紙
  - ・資料6 今後のスケジュール

### 1. 開会

#### 2. あいさつ

事務局 （田端）	ただいまから、令和5年度第3回亀岡市地域福祉計画策定委員会を開催いたします。ご参集の委員の皆様におかれましてはご多忙のところご出席を賜りましてありがとうございます。本委員会につきましては、本市の審議会等設置および公開に関する指針に沿って進行させていただくとともに、会議を公開するとしており、併せて会議録の作成と公開につきましてご了承をお願いいたします。会議の開催にあたり、岡崎委員長よりご挨拶を頂きます。
委員長	今回は第3期亀岡市地域福祉計画の中間見直しということで、地域の狭間にある困難な課題について対応する重層的支援体制整備事業を国が進めていますが、亀岡市としても今回計画に実施計画を盛り込むこととなっています。また、現行計画の策定当初とは社会状況も大きく変化しており、改めて見直ししなければならないものも多くあり、それらを踏まえての中間見直しとなります。細かなことでも結構ですので、修正すべき点、追加すべき点などご意見を頂ければと思います。
事務局 （田端）	ここからの議事進行を、亀岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱第6条の規定にもとづき、岡崎委員長にお渡しいたします。

### 3. 会議内容

#### （1）パブリックコメントの結果報告について

委員長	それでは、まずパブリックコメントの結果報告につきまして事務局から説明願います。
事務局 （佐藤）	－パブリックコメントの結果報告について説明－ （資料1）

委員長	この結果は既に公表されていますか。
事務局 (佐藤)	これからです。HPなどで公表していきます。
委員長	ご意見はございますか。ないようでしたら、確認を頂いたということで、それを踏まえ公表していただければと思います。
(2)「第3期亀岡市地域福祉計画令和5年度中間見直し版」(案)について	
委員長	次に、第3期亀岡市地域福祉計画令和5年度中間見直し版(案)につきまして事務局から説明願います。
事務局 (佐藤)	—「第3期亀岡市地域福祉計画令和5年度中間見直し版」(案)について説明— (資料2、3)
委員長	かなりの内容ですので主だったところだけの説明でしたが、説明のなかった部分も含めて質問やご意見などございますか。
委員	今年の4月から、努力義務であった合理的配慮が義務化されます。聴覚障がいの方、難聴の方、高齢の方で聞こえに困難がある方への支援について、地域福祉として配慮を頂ければ嬉しく思います。例えば地域の催し、行政の催しの際の合理的配慮の提供という文面が盛り込まれればと思います。一般的に参加自由と書いてあっても、合理的配慮の必要な方に催し等に申し込んでもらうためには、「配慮が必要な方は事前申し込みをお願いします」という一文を入れていただいて、実施に伴って主催者側の支援体制づくりを進めていただければと思います。
委員長	合理的配慮についてまとめて記載されているような部分はありますか。
事務局 (田端)	意思疎通支援についてなど、計画の各所に記載があります。まとめた記載をするのであれば、例えばコラムとして地域の中で合理的配慮についてどうすればよいかをまとめるといった形が、わかりやすくなるのではないかと思います。
委員	やはり配慮を必要とする人だけが考えるのではなく、主催者が受け入れ態勢として考えるような取組がなされるように、おっしゃっていただいたような形で加えていただければと思います。もしくは9ページに、様々な法制度の動向について記載がありますので、そちらに付け加えていただくのがよいかと思います。
委員長	法制度のところには合理的配慮の中身について記載がありませんので、それがあつた方がいいですね。どこに記載をするかは検討したいと思いますが、行政が合理的配慮を進めるという部分と、地域活動の中で皆が気が付いて考えて、一緒に合理的配慮を進めていこうという2つが必要かと思います。地域の取組として学びながらという部分も付け加えたいと思います。
委員	ただいまの内容に重なりますが、行政や地域の行事の中でも、「手話通訳や要約筆記が必要な方はお申し込みください」と主催者で明記していただいているものに関しては、参加が検討できてよいなと思っています。そういったことがまだまだ周知されていないので、地域の行事においても、主催をする方の頭の中に入れていただけるようにそのことが記載されればと思います。
副委員長	地域でそういった取組を進めるには、行政によるアナウンスや取組などで展開してもらって、それが浸透してくると地域の人もそのようになっていくと思います。今、亀岡市の広報がLINEなどで来ますが、我々は文字で見て理解して参加

	したりします。音声のアナウンスをしたり、ホームページにそういった機能を加えるといったことも考えられます。地域としてはそれを参考にして、様々な行事の時に使うようになりますから、そういった方向性を出してもらえばよいと思います。義務化ということを確認にして、それを地域で検討するように文書なども出していただければと思います。
委員長	事前の作業部会では、防災士についての取組を追加してはとの意見も出ましたが、いかがですか。
委員	計画書に盛り込んでもらっており、これでよいかと思います。
委員長	87 ページの子育て世代包括支援センターについて、赤字の取り消し線になっていますが、このコラムは削除になるのでしょうか。
事務局 (田端)	来年度に向けて体制が変わるため、内容を更新する予定であり、現状そうしております。
委員	子どもについての記述があまりないような気がします。やはり子どもについても、はっきりと記載があった方がよいと思います。
委員長	高齢者に関する計画といったようなイメージを受けるということでしょうか。見守り活動や居場所づくりについて、高齢者に限定しているわけではないのですが、高齢者や障がいのある人、子ども、若者も含めてと明記していないので、一般的に子どもも含まれていると思われないのかもしれませんが。各所に子どもについて記載はありますが、しっかり書いていく必要があるかもしれません。災害時の支援体制についても、障がいのある人や高齢者についての記載はあっても、子どもや妊婦のイメージも出していくことが必要ですね。
事務局 (田端)	子どもを含んでいないという認識ではないのですが、記載にあたって「等」という文言に含めすぎているのかもしれませんが。第2回委員会の際にもご指摘を頂き、子ども・若者も含むというイメージが出るように各所で修正はさせていただいたのですが、メッセージがしっかり伝わるよう、今一度見直したいと思います。
委員	ひとつひとつの事業をみると、子どもに関するものは盛り込まれているのですが。
委員長	大きな方針の部分で、子ども、若者から孤立も含めたものとして対象がクリアにイメージできるように、再検討します。
委員	概要版も含めて見やすいものとなっていると思いますが、目次について、どこの市町にもあるような通り一遍のものだなと思います。計画書内には、コラムという形で亀岡市の様々な取組がわかりやすく紹介されていますので、コラムについての目次があってもいいのではないのでしょうか。
事務局 (田端)	通常の目次の次に、コラムの目次を追加したいと思います。
委員	ボランティアや担い手についてみた時、気になる点があります。33 ページにマッチング機能を高めるとの記載があり、ボランティアへの関心が高い人と活動の場をつなぐためのマッチングという意味かと思いますが、どうやってマッチング機能があるのか、やってみたいと思う人がどこに問い合わせをしたらマッチしてくれるのというのがよくわかりません。関連して、77 ページで、活動へ参加し

	<p>てもらうためにSNS等のデジタルツールを活用しながら若い人への情報発信を行うとあります。その活用が、不安や大きな負担を感じずに参加してもらえようということだけでなく、もう少しポジティブに参加につながったり、発信だけではなく意見を集約していく場としても活用することがあっていいのではと思います。また、61ページのいきいき健幸ポイント制度は高齢者だけのものなのではないでしょうか。若い人の方が、こういった制度を使っていただけるのではないかと思います。</p>
委員長	<p>まずいきいき健幸ポイント制度について、社協で取り組んでおられますので、詳しくお聞かせいただけますか。</p>
委員	<p>この制度は、65歳以上の方を対象としています。定年を迎え、地域にあまり関りが無い方がいらっしゃるということで、ボランティアや社会貢献によって参加に繋げるといえるものです。活動をおこなうとポイントが付くのですが、ポイントはWAONポイントに変わります。</p>
委員長	<p>若い人にも対象を広げられればと思いますが。</p>
事務局 (田端)	<p>介護保険事業の中で、介護予防の一環として行っている事業であり、そのため対象者が65歳以上となっています。このシステムが今後、様々に展開していく余地はあると思いますが、そこまで至っていない状況です。</p>
委員	<p>担い手を開拓していくには、こういった制度やデジタルツールを若者に広げていくことが必要かと思います。</p>
委員	<p>ボランティアのマッチングについては、ボランティアセンターにおいて、個人ボランティアや団体ボランティアを登録していただき、様々なところへご紹介させていただいています。</p>
委員長	<p>マッチング機能を高めるとの記載は課題として書かれていますが、人材を強化するということですか、それともやりたい人とニーズを結び付けるのが難しいということですか。</p>
事務局 (田端)	<p>やりたい人と活動の場とのつながりをたくさんつくっていく必要があるという意味ですが、具体的な施策には至っておらず、今後の課題として記載しています。</p>
委員	<p>マッチングの主体は社協になりますか。</p>
委員長	<p>社協だけに限らず、災害ボランティアや市民活動も含めて、全体的にボランティアをする人と必要とする人のマッチングを高める必要があるという課題があるということですね。</p>
委員	<p>現実的には時代の流れでボランティアをする人は少ない状況です。先ほど定年後の人に対してボランティアにつなぐ取組がありましたが、学生や30代、60歳以上の方については情報の入手経路が違ふと思います。若い人はLINEをしませんし、他にいろんな媒体があって、利用も様々です。広く取り組んでいかなければならない中で、媒体によって対象者が異なるというあたりが大きなポイントになってくると思います。障がい団体もいろんな媒体で声を出し、呼びかけ、求めていかなければならないと考えています。</p>
委員	<p>若者が意見を出す機会をつくるためにSNSを活用するのなら、お話にあったように、いろんなデジタルツールがあるなかで具体的にどうしていくかは、それこ</p>

	そ若者から聞いてアイデアを出してもらうのがいいのではないかと思います。
委員長	こちらが発信することばかりの記載になっていましたが、声を取り入れながら柔軟に考えていくことも書き加えていただければと思います。
(3)「第3期亀岡市地域福祉計画令和5年度中間見直し版」【概要版】(案)について	
事務局 (佐藤)	－「第3期亀岡市地域福祉計画令和5年度中間見直し版」【概要版】(案)について説明－ (資料4)
委員長	概要版はだいぶ計画の中身を絞りこんだものとなっておりますが、ご意見等ございますか。
委員	課題の部分に「交通手段がなく一人では外出が難しい人が増えている」との記載や、最終ページにも移動支援についての記載があります。不便を感じている人に対して支援を行っているとありますが、買い物や通院に限ったことなのでしょうか。免許を返納して、ボランティア活動をやりたいが、バスの本数が少なくて外出できないといった人もいます。
事務局 (田端)	計画書66ページにありますように、現在は、多様な移動支援すべてに対応しているわけではなく、通院や買い物など生活をしていくための部分に限られた移動支援になっていると思います。もちろん不十分ということはあると思いますが、やはり担い手の問題とどこで折り合いをつけるかということになります。
委員長	必要性はありますが施策として整っておらず、亀岡市に限らず、安定的にいろんな移動に対応できる移動支援はない状態です。試行的に様々な取組が行われていて、亀岡市では桂川・道路交通課で検討が進められていることを記載しています。
委員	先ほどのお話にあったように、子どものことが少ないなという印象です。具体的な施策に子どものことがありますが、課題があって施策につながるということかと思しますので、表紙真ん中の課題の部分に少子高齢化と記載がありますが、それにつながって子どもの課題があるという記載などあればと思います。先ほど子育て世代包括支援センターのコラムが検討中ということでしたが、コラムの一覧にも子どものことが載るようになればと思います。
事務局 (田端)	重層的支援体制整備事業では子育て世代の居場所づくりなどの事業はありますし、コラムに記載するなど検討します。計画策定時にはなかった「子どもファースト」宣言など、子育て世代のいろんな施策が見えるような形で、特に地域福祉に近い居場所づくりや相談支援について取り入れていきたいと思えます。
委員長	子育て世代が自分にも関係があると思える計画になっている必要がありますね。
委員	一見して子どもが含まれるようにするには、計画書にも概要版にも載っている、基本目標の関係図の「困難を抱えている人・家族」の中に「子ども」「若者」を加えるのはどうでしょう。また、概要版表紙に課題がひとつひとつ挙げられていますが、そこにも子どもの課題の具体例があればいいのではないのでしょうか。
事務局 (田端)	そのように修正させていただきます。
委員長	今回、合理的配慮の提供やSNSの活用、子どもの明示など、たくさんの宿題をいただきました。修正については事務局と私にご一任いただきまして、改めて皆様

	にお知らせするとして、計画の骨格はこの案でご了承ということよろしいでしょうか。
	—異議なし—
委員長	それでは事務局に進行をお返しいたします。
4. その他	
5. 閉会	
事務局 (佐藤)	—今後のスケジュールについて説明— (資料6)
事務局 (田端)	本日は貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。ご意見を反映した最終案を作成し、改めて委員の皆様にお知らせいたします。修正につきましては、委員長一任ということでお願いいたします。また、本日の会議録の公開につきましては、市庁舎情報コーナーの閲覧および本市ホームページに掲載することとしておりますので、ご了承お願い致します。以上で本日の会議を終了いたします。

閉会: 15 時 30 分頃